

タイにおける官僚養成のための法学教育： チュラーロンコーン大学設立当初までに焦点を当てて

西澤 希久男

I はじめに

2023年10月、チュラーロンコーン大学法学部の卒業生が初めてタイの最高裁判所長官に就任した¹⁾。これまで、海外で学位を取得せざるを得なかった時期を除けば、タムマサート大学法学部の卒業生が最高裁判所長官の役職をほぼ独占し、一部例外としてラームカムヘーン大学法学部卒業生が就任していた。

タムマサート大学法学部は、タイで最も長い歴史を有する法学部である。前身である法政大学が1949年に学部分割をした際、法学部が設置され、それを引き継いでいる。他方、ラームカムヘーン大学法学部は、1971年に大学の創設とともに設置され、国立大学における法学部としては、二番目に長い歴史を有する。

チュラーロンコーン大学法学部は1972年に設置され、三番目に長い歴史を有している。チュラーロンコーン大学はタイ最初の大学として1917年に設置されたが、開設当初には法学部は存在せず、社会科学系の学部としては行政学部が存在していた。1933年には、司法省の法学校が移管され、本格的に法学教育が開始する手はずが整えられたが、翌年には法学校の吸収により設置された法政学部が移管され、タムマサート大学の前身となる法政大学となった。法政学部の移管により、チュラーロンコーン大学にはしばらく、法学、政治系の学部が存在していなかった。政治学部が新たに設置されるのは1948年のことである。1951年には政治学部内に法学科が設置され、法学部が設置されるまで、同大学での法学教育を担っていた。

タイにおける法学教育は、上記3つの大学が中心的な役割を担っており、特にタムマサート大学法学部は、自他共に認める、タイにおける法学教育の中心である。所属教員も90名を超しており、その他の2つの大学を大きく引き離している。

しかし、法学教育は、何も法曹を排出するためのみに行われるわけではない。行政が法に基づいて行われる以上、行政の担い手である官僚の養成において法学教育は必要となってくる。そのように考えると、タイにおける法学教育を検討する上で、単に法曹養成のみならず、官僚養成の側面も考慮する必要がある。

官僚養成の観点から大学における法学教育を見てみると、そこに浮かび上がってくるのが、チュラーロンコーン大学である。そもそもチュラーロンコーン大学は、官僚養成を目的とした学校を転換して設置された大学という出自からして、官僚養成を最初に打ち出した大学と言える。そこでは、官僚にとって必須の知識である法学が教授されていた。

官僚養成を含めた法学教育という点からすると、チュラーロンコーン大学は最初に実施した大学であ

り、タイにおける法学教育の歴史を検討する上で、見過ごすことはできないと考えられる。

それで、本稿ではタイにおける法学教育において、歴史的にはあまり顧みられなかったチュラーロンコーン大学における法学教育について、その内容と性格について明らかにする事を目的とする。同大学が官僚養成学校を転換して設置された経緯から、まずタイにおける官僚養成学校の歴史を概観した後、法政学部が移管されるまでの官僚養成を目的とする法学教育を検討する。

検討の際、チュラーロンコーン大学の年史を利用することはもとより、チュラーロンコーン大学文書室に所蔵されている資料や官報²⁾を使用する。

II チュラーロンコーン大学設立前における官僚養成のための法学教育

チュラーロンコーン大学は1917年に設立されたタイ最古の大学である。同大学の設置を定めた「仏暦2459 (西暦1917) 年ラーマ5世文官学校を昇格の上チュラーロンコーン大学を設置し、かつ、道德省の管轄の下に置く布告」(1917年3月26日発布、同年4月15日官報掲載)からも明らかのように、チュラーロンコーン大学は官僚養成の任を有していた、ラーマ5世文官学校(以下、文官学校と表記。)が昇格する形で創設された。そのため、チュラーロンコーン大学の設置について取り扱う文書においては、この文官学校に繋がる学校から説明されるのが通常である(จฬาลงกรณ์มหาวิทยาลัย 1967, 1987; อัญมณี 2017)。

そこで、以下では、文官学校に連なる官僚養成のための学校についてその概要を見ていく。

1. 文官養成学校

高等教育レベルでの官僚養成が行われる以前において、官僚養成を主に担っていたのはスアングラーブ学校である。同校は、ダムロン親王によって創設されていた学校を改組する形でラーマ5世によって1882年に設立された(Wyatt 1969, 107)。スアングラーブ学校は、文民および武官の養成を行う学校であり、王室および高級官僚の子弟が通っていた(Wyatt 1969, 110)。当時他にも学校は存在していたが、文官養成機能については、スアングラーブ学校に集中していた(Wyatt 1969, 120)。

しかしスアングラーブ学校のみでは、官僚養成を対応しきれなかった。1890年代後半には、行政改革と近代化のプロセスはかなり進行しており、新省庁の新ポストに対して、教育を受けた人材の需要は旺盛であった(Wyatt 1969, 256)。また、ラーマ5世は、警察がインド人とヨーロッパ人に依存しなければならない状況を恥ずべきことと感じ、外国人アドバイザーにばかり頼っているのは危険であるので、自前で専門家を養成する必要がある、と考えていた(Wyatt 1969, 256)。そこで出された解決策が、「国の所有者であるタイ人」を教育することであった(Wyatt 1969, 256)。

このような状況の下で、官僚養成学校の設立が検討された。各官庁において人材が不足している状況にあるため、官僚養成一般を行う案も存在したが、最終的にはダムロン親王が提案したように、まず内務省の中に学校を設置し、内務省における職務のための人材を育成し、その後他の省庁に拡大していくという案がラーマ5世によって承認された(Wyatt 1969, 259)。そこで、1900年に内務省内に文官養成学校が設置された。同学校はまずバンコクに設置されたが、アユタヤ、ピッサヌローク、ブラーチンブリーにも設置された(จฬาลง 1964, 18-20)。

2. 近習学校

内務省の中に文官養成学校が設置されたが、入学した生徒の多くは身を国王に献上し、近習局(กรมมหาดเล็ก) に所属する官吏となることから、そのような実情に合わせて、近習学校という名称への変更が提案された(จุฬาลงกรณ์มหาวิทยาลัย 1987, 37)。当該提案はラッタナコーシン暦120(西暦1902)年3月24日付け文書により提案され、実施日も新年度初日の4月1日からであった。実際、この提案は受け入れられ、ラッタナコーシン暦121(西暦1902)年4月1日に近習学校設置布告が發布された(官報掲載日は同月6日)。設置布告によると、文官養成学校の設置後、成功を見せ、生徒が身を献上することを国王が許可するようになったとある。そして、生徒は、他の局において地位を得るよりも前に、身を献じ、近習局で地位を得ることが多くなったので、名称を近習学校に変更したとある。

近習学校については、ラッタナコーシン暦124(西暦1905)年近習学校規則(1905年12月1日発布、同月17日官報掲載。)により概要が把握できる。同規則は全12条からなり、学校の歴史、所属、理事の責務、教員の責務、出願資格、教授内容、生徒の種類、卒業証書、履修期間、学期、級長、制服について定めている。

まず、出願資格については、3種類が規定されている(第5条)。まず、第一に、中等教育を修了し、かつ、品行方正で、なんらの素行不良を起こしたことがない者(第1号)。第二に、高貴な血筋を有する者、すなわち以前より国王より愛顧され、近習として身を献じるべきものであり、初等教育修了と同等の知識を有する者(第2号)。第三に、特別生、すなわち特別に近習学校に学習することを国王より命じられた者である(第3号)。

教授内容は9分野が規定されている(第6条第1項)。すなわち、①事務、②算数および会計、③近習の責務および一般知識、④品行(道徳)、⑤治療(衛生学)、⑥軍事、⑦地図製作、⑧旅行、⑨行政規則である。しかし、特別生に対しては、国王の思召しに基づいて、パーリ語や外国語などを特別に教授する(第2項)。

生徒の種類は、特別生を除き3種に分類される(第7条)。まず、第一は事務官級であり、新入で、かつ、事務作業に従事すべき生徒である(第1号)。第二に、卓越近習級であり、近習学校が近習として国王に身を献ずべきであると選んだ生徒である(第2号)。第三に、報告近習級であり、すでに近習として国王に身を献じており、地方官吏となるために行政規則を学ぶことを志望している生徒である(第3号)。

履修期間は、勉学に勤しませ、速い学習を促すために、中等教育段階者は上限を3年とし、初等教育段階者は4年とする。しかし、当該期間内に終了できない場合において、学校が適切と考えたときは、履修期間を短縮する形で再入学を認めることができる(第9条)。

学期については、第10条が定める。それによると、2学期制を採用し、前期は5月1日から9月30日、後期は11月1日から3月31日となっている。

同規則には学生定員についての規定は存在しない。しかし、近習学校規則が出された1905年4月段階での学生数に関する文書が残っている。まず入学者数は表1の通りである。

表 1

入学年 (ラッタナコーシン暦)	入学者数 (人)
118年から120年	45
121年	19
122年	26
123年	30
計	120

出典：(จุฬาลงกรณ์มหาวิทยาลัย 1987, 50) に基づき筆者作成。

次に、所定のカリキュラムを修了して、官吏の職を得たものを入学年毎に見てみると、以下の通りとなる (表 2)。

表 2

入学年 (ラッタナコーシン暦)	修了者数 (人)
118年から120年	5
121年	4
122年	6
123年	11
計	26

出典：(จุฬาลงกรณ์มหาวิทยาลัย 1987, 50) に基づき筆者作成。

その他、死亡者 3 名、中退者が 14 名出ており、1905 年 4 月段階での在籍者数は 77 名である。

これらの数字から見ると、近習学校設立後においては、入学者も年々増加し、修了生も増加している傾向がある。しかし、設置前においては、学生数は多いにもかかわらず、修了生が少なくなっている。修了前においても職位を得ることは可能であるため、はっきりしたことは言えないが、1905 年の規則において、規定上、わざわざ「勉学に勤しませ、速い学習を促すために」という文言を入れて、学習期間の上限を定めたのは、滞留する学生が多かったからであると考えられる。

近習学校が、官僚養成学校を名称変更して、引き継いで設立されている以上、前身の学校が有していた性質、すなわち内務省官僚の養成をする、という目的も引き継いでいる。それでは、どの程度内務省に採用されたのかを見てみると、表 3 のようになる。

表 3

採用年 (ラッタナコーシン暦)	119	120	121	122	123	124	125	126	計 (人)
採用者数 (人)	4	1	4	4	9	18	11	8	59

出典：(จุฬาลงกรณ์มหาวิทยาลัย 1987, 54) に基づき筆者作成。

当初はそれほど多くはなかったが、近習学校規則が制定されたラッタナコーシン暦 124 年をのぞき、10 人程度の採用者を出している。

内務省に採用された者でどのような地位に就いたかについては、表 4 のようになる。

表 4

地 位 等	人数 (人)
内 務 長 官	2
副 局 長	2
副 県 知 事	9
郡 長	14
県 検 察 官	1
秘 書	2
他 局 へ の 転 出	4
病 気	3
離 職	2
報告近習にとどまる	20
計	59

出典：(จุฬาลงกรณ์มหาวิทยาลัย 1987, 54) に
基づき筆者作成。

地位については、報告時のものではあるが、特徴として挙げられるのは、地方官吏となっている者が多いことである。内務省で実際働いている者の総数である30名のうち23名を占めている。ラッタナコーシン暦116（西暦1897）年地方統治法の制定、実施により、地方統治のための官吏が必要となっていることが容易に予想されるので、その結果と考えられる。また、もう一つの特徴は、報告近習にとどまる者が3分の1程度もいることである。近習としての仕事も重要ではあるが、学校の設置趣旨からすると問題とも思われる。

近習学校の設立由来から内務省の官僚養成が中心となるが、他機関にも修了生が採用されている。資料によると、ウェンサック近習局（กรมมหาดเล็กเวรศักดิ์）では、近習としての責務を学ばせるために、近習学校に事前に入校させることが行われていた（จุฬาลงกรณ์มหาวิทยาลัย 1987, 55）。ラッタナコーシン暦121年から126年の間に19人が修了後ウェンサック近習局に戻っていった。

その他、教育省においても、教員の研修先として近習学校が選ばれ、16名が派遣され、修了後教育省に戻っている。逆に、近習学校の生徒が修了後教育省に入る事例もあり、4名を数える（จุฬาลงกรณ์มหาวิทยาลัย 1987, 55）。また、土木省も研修先として利用しており、21名が修了した（จุฬาลงกรณ์มหาวิทยาลัย 1987, 55）。その他、司法省（1名）、国防省（1名）、陸軍局（2名）、海軍局（1名）、王庫局（1名）にも採用された（จุฬาลงกรณ์มหาวิทยาลัย 1987, 55）。他に、近習学校に採用される者も5名おり、卒業生で官職についたのは、8年間で130名となっている（จุฬาลงกรณ์มหาวิทยาลัย 1987, 55）。

上記の修了生の進路に関する覚書が出された4日後の日付で、理事のプラヤー・ウィスットスリヤサックの意見が出されている（จุฬาลงกรณ์มหาวิทยาลัย 1987, 59）。そこで、近習学校への需要が少ない、すなわち卒業後の進路が基本的に内務省のみであり、内務省のポストが埋まってしまったら、修了生はどこに行けば良いのかという問題があり、もし、進路先を見つけることができなければ、近習学校は国王財産を浪費しているか、または、存続できないとの批判がでる、と問題提起をしている（จุฬาลงกรณ์มหาวิทยาลัย 1987, 59）。

意見書の中で、彼は、解決策の検討を、チャオムーン・シーの意見を引いて行っている。チャオムーン・シーは、門戸を拡大し、入学者を増やすか、それができないならば、高位職者の子弟に限定した学

校にすべきとしている (จุฬาลงกรณ์มหาวิทยาลัย 1987, 59)。

まず、門戸の拡大については、近習学校は、内務省だけでなく、その他の省に対しても修了生を供給できる場所とすべきであるのと、生徒は事務員と事務員より上のランクの者とするを提案する。事務員より上のランクの者には、ヨーロッパ留学の道も開くべきとしている (จุฬาลงกรณ์มหาวิทยาลัย 1987, 59)。

高位職者の子どもに限定する案については、すでにそのような学校はあり、新たに設ける必要はないであるとか、生徒を多く入れるとなれば、先生を沢山雇わなければならないし、生徒を少なくしても先生は一定数必要であるとか、問題があれば改めなければならないのであるから、学校を二つにするよりも改革した方が良くして、年少者に限定する案には反対した (จุฬาลงกรณ์มหาวิทยาลัย 1987, 59)。

最終的に彼は、子どもへの教育はチューターを雇うことによって実施できるので、高位職者の子どもを受け入れることをやめ、事務員以上の生徒を受け入れることとするものにも、希望者を増やすために、近習学校において試験を受験し、合格すれば、その他の省にも官吏として職位を得られるようにすることを提案した。これは、各省が賛同してくれれば、法律化することができるとした (จุฬาลงกรณ์มหาวิทยาลัย 1987, 59)。

この意見に対して、これまで官僚養成学校の設立からかかわってきたダムロン親王が異議を唱えた。そもそも、当初の国王の思召しは、近習としての責務の中でお互いが慣れ親しみ、また官僚養成の時間において高い知識を得ることであるとした。問題は時間が足りないことであるとする。また、職位が足りないことに関する懸念については、2年程度待てば昇進してポストは空くとして、それほど深刻なことではないとした。修了生が、内務省以外の省に行くことは良いことであるとする。そして、修学期間を5年間に延長し、入学年齢も下げることが提案した。ただ、生徒の質の点では検討の余地があるとして、知識水準の高い年少者のみにするか、または試験を実施することも考えられるとした (จุฬาลงกรณ์มหาวิทยาลัย 1987, 6a)。

このように、プレーヤー・ウイスットスリヤサックとダムロン親王の意見は対立した。その後の議論についての細かい経緯は不明であるが、プレーヤー・ウイスットスリヤサックの意見の中に出てきたチャオムーン・シーは、ラッタナコーシン暦129 (西暦1910) 年12月26日の文書で、高位職者の子弟に優遇措置があっても構わないとした上で、入学者を階級で定めるべきではないとしており、プレーヤー・ウイスットスリヤサックの意見と同じ方向性を示した (จุฬาลงกรณ์มหาวิทยาลัย 1987, 63)。

新しく設立される学校は、プレーヤー・ウイスットスリヤサックの意見が採用されており、それまで教育において大きな役割を果たしてきたダムロン親王の意見は採用されなかった。

3. ラーマ5世文官学校

前節において検討したように、近習学校は限られた人たちと限られた省のために存在するような学校である。そのような限定がある以上、生徒を安定的に確保することは困難となる。そこで、修了生を拡大する行政官僚の需要に対応するために、近習学校は廃止され、新しい学校が設立された。それがラーマ5世文官学校である。

ラーマ5世文官学校は、ラッタナコーシン暦129 (西暦1911) 年1月1日に発布されたラーマ5世文官学校設置布告によって設立された (1911年1月11日官報掲載。以下、設置布告と表記。)。同布告では、

文官学校設置の理由が述べられている。現在、地方行政は秩序だててきており、そこでの行政は内務省および首都省の責務のみではなくなってきたり、その他の省も、同一政府の行政として、共同で国家領域内に対して責任を負っているとする。しかし、文官養成は内務省のみのためのなっており、領域内における行政事務に対しては不十分である。そこで、すべての省庁において働く者を送り出すために、学校を拡張する必要があるとする。その際、法律、行政、外交、農業、工業、医療といった学科を備えるべきであるとする。

ここにおいて、内務省のためという性格を脱するとともに、官僚として求められる様々な学問的知識のうち、法律が明確に求められるようになった。

ラーマ5世文官学校は、単に生徒を受け入れて、教育を施すだけではなく、入学することなく、試験合格者に修了資格を授与する機能も有している。入学することなく試験を受ける場合、対象者は一級事務員（เสมียนเอก）で、どの省に所属していても構わない。理事会が適当と判断した場合には、受験が認められ、試験に合格した場合には卒業証書が授与され、官吏として採用されるか、その他の職に就くことも認められている。

もう一つの機能は教育機能である。ラーマ5世文官学校での教育は高等教育であるとして、教授内容の高度化を宣言している。

近習学校改革の際に議論となった、どのような生徒を入学させるかについては、設置布告には言及されていないが、ラーマ5世文官学校カリキュラム設置に関する布告（ラッタナコーシン暦130（西暦1911）年8月11日発布、同月20日官報掲載。以下、カリキュラム布告と表記。）において定められている。生徒は2種類に分けられる。第1は、中等教育を修了した、頭脳明晰と理事会が判断した生徒であり、正規生と称する。第2は、すでに省に所属している者であり、大臣が生徒として派遣することが相応しいと判断し、修了後官吏として採用されるものであり、省生と称する。

受け入れる生徒の範囲を拡げることを謳っているが、当初は一部役職以上に限定している。それは、まだ学校の施設自体が大きくないため、受け入れることができないためである。施設の拡張後においては、既存の文官系の学校を統合し、教授内容を拡げるとともに、新しい時代に相応しい高度な内容にするとしている。設置布告においては、法律、行政、外交、農業、工業、医療を備えていくと記載されているが、その方法は、既存学校の統合によって行うことが示されている。

カリキュラムについては、理事会が起草し、各大臣に相談し、賛同を受けるとする。これまでのように内務省ありきのものではなく、その他の省を含めての官僚養成であることが明確になっている。

それでは、カリキュラムが具体的にどのようなになっているかを見ると、試験合格者に修了資格を与えるものと生徒に教育するものでは大きく異なっている。

まず、試験合格者に修了資格を与える場合において、試験で問う事項は、①読み、②書き、③筆写、④校正、⑤著述、⑥算数、⑦目録作成、⑧王語、⑨タイ地理、⑩倫理である。

他方、教育課程においては、①一等事務員レベルの知識、②国際地理学、③王朝年代記、④シャム統治規則、⑤行政法、⑥訴訟法、⑦国際法、⑧租税手続、⑨地図作成方法、⑩軍事および旅行訓練となっている。

試験課程の場合は、事務的な事項に関する内容を問う試験を採用している。対象を事務員にしているところからも明らかのように、将来の高級官僚を育成しようとする内容ではない。教育課程については、

一等事務員レベルの知識が講義内容としてあげられているが、その他の科目は専門性を有しており、将来的には高級官僚となりうる人材を養成しようと意図しており、あえて「高等教育」と明言しているところと一致している。

このように、ラーマ5世文官学校の設置とカリキュラム作成については、官報に掲示されているため、その内容を確認してきた。しかしながら、カリキュラム布告においても明言されているように、当面は受け入れ生徒を限定する形で行うことが宣言されていた。また、施設の拡張後においては、既存の文官系の学校を統合し、教授内容を広げるとともに、新しい時代に相応しい高度な内容にするとしている。そうなるとその後の進展が問題となる。

その状況がはっきりとわかるのは、ラッタナコーシン暦131 (西暦1913) 年に出された「文官学校管理に関する考えの要旨」(1913年1月29日発布、同年2月9日官報掲載。)に進捗状況が記載されているからである。設置布告から2年、カリキュラム布告から1年6カ月ほど経過しているときの状況であるが、校舎の建設にはまだ着手しておらず、建設のための予算、建設場所の選定、建設予定の建物の受入人数などの概要に関する情報が記載されているのみである。まだ校舎が建設されておらず受入対応が整っていないため、既存学校の吸収合併もできていない。設置布告当初に想定していた、幅広い分野について教授することもできず、近習学校の当時と同じ状況となっている。

その後の状況であるが、仏暦2457 (西暦1914) 年10月3日に制定された「ラーマ5世文官学校一般規則」(1914年12月6日官報掲載。以下、一般規則と表記。)に学校の方向性が示されている。そこでは、教授分野が8つ挙げられている(第4条)。第1に教育(第1号)、第2に医療(第2号)、第3に法律(第3号)、第4に行政(第4号)、第5に外交(第5号)、第6に商業(第6号)、第7に栽培(第7号)、第8に機械技術(第8号)である。表現は変更されているが、設置布告に記載されていたものはすべて含まれているが、一般規則においては、教育と商業が追加されている。教育は追加されている上に、第1号に記載されているのが特徴といえる。これは、本規則が出される前に師範学校の統合が成立しているのがその理由として考えられる。

高等教育学校の統合については、第5条が定めている。設置布告では文官系の学校を統合すると定められていたが、ここでは統合する学校が具体的になっている。それによると、ラーマ5世文官学校を起源とする行政学校、法学校、医学校、師範学校を統合し、ラーマ5世文官学校の下に学部として設置する。行政学校はラーマ5世文官学校の機能を学部として設置するので、実質的には医学校、法学校、師範学校の3つの学校を統合する予定である。そのうち、師範学校は、1913年度³⁾に統合されている(วชิรสารทกร 1985, 148)。その他、医学校と法学校との統合は、文官学校の後身であるチュラーロンコーン大学が設置されるのを待たなければならない。

校舎の建設については、1913年にカール・ドーリング(Karl Dohring)、エドワード・ヒーリー(Edward Healey)と内務省の職員とで調査が開始され、エドワード・ヒーリーの案が採用されることとなった(Chulalongkorn University n.d.)。だが、実際の建設が着工されるまでにはさらに時間を要する。1916年1月3日になってラーマ6世の出席のもと定礎式が挙行され、建設が開始された(เฉลิมศักดิ์ 2017, 101)。

4. 小括

行政改革と近代化のプロセスの中で、タイ人官僚が望まれ、その要望に応える形で、文官養成学校ができたのだが、文官養成学校が近習学校に名称変更されたところから明らかなように、入学する生徒は王族や高級官僚の子弟であり、一般大衆には開かれているものではなかった。また、官僚養成とはいえ、主に想定されていたのは内務官僚の養成であった。

修了後の進路が内務省官僚を前提としたところから、近習学校改革が行われて、その結果として設立されたのがラーマ5世文官学校であった。当初の予定では、教授分野を拡大するとともに、卒業後の進路も、内務省に限定することなく他の省庁にも拡げる予定であったが、施設が不十分であったことから、生徒の受入れは限定的となり、近習学校の教育を継続することとなった。これは、カリキュラム布告において明言されていたが、結局、最後まで状況は改善することなく、ラーマ5世文官学校では、設置布告で高らかに謳っていた改革と高等教育の提供は実現できなかった。入念な準備の末に設置のための布告をするというよりも、布告後に設置のために動き始めるといった感が有る。

Ⅲ チュラーロンコーン大学設立後における官僚養成のための法学教育

1. チュラーロンコーン大学行政学部の設置

タイにおいて初めて設置された大学であるチュラーロンコーン大学は、1911年に設置されたラーマ5世文官学校を前身としており、その設置は1917年である。同大学の設置を定めた布告である、「仏暦2459（西暦1917）年ラーマ5世文官学校を昇格の上チュラーロンコーン大学を設置し、かつ、道德省の管轄の下に置く布告」（1917年3月26日発布、同年4月15日官報掲載。）によると、ラーマ5世文官学校の卒業生が文官に登用されるのが増えるにつれて、単に官僚養成のための教育だけでなく、さらに高いレベルの学問を学びたい者向けの教育をすることが適切であると考えられるようになったため、その結果、設置されたのがチュラーロンコーン大学である、とする。

大学設置の議論は以前から存在しているが、そもそも1913年に出された「文官学校管理に関する考えの要旨」においても言及されている。そこでは、大学の設置は、一朝一夕にできるものではなく、確固とした基礎を考える必要があり、徐々に、ゆっくりと、継続的に行うことが成功に繋がるとしている（第7段落）。

1917年に創立されたチュラーロンコーン大学は、当初4つの学部を擁していた。すなわち、行政学部、医学部、工学部および文理学部である。ラーマ5世文官学校を引き継ぐ形として行政学部が存在している。

入学資格は、入学年度によって変更しているが、当初は中等教育6年修了時であった（จุฬาลงกรณ์มหาวิทยาลัย 1967, 611）。チュラーロンコーン大学が設立された時期においては、すでに中等教育は8年制となっていたので（平田 1985, 51）、中等教育を終えていない者でも受け入れていた。修業期間は3年間となっている（玉田 1999, 13）。

2. チュラーロンコーン大学行政学部における法学教育の内容

設立当初における授業科目については、はっきりとしたカリキュラム表を発見できていないが、試験問題や試験科目により、どのような科目が教授されていたかは推測できる。

1919年度の1年次生対象の試験問題からすると、法律系科目では、刑法（出題数10問、試験時間2時間30分）、契約（出題数6問、試験時間3時間）、行政（出題数7問、試験時間4時間）となっている。その他の試験問題として、衛生、地図作成、歴史、筆写、文書作成があり、高等教育というよりは、先のラーマ5世文官学校から引き続き官僚養成の色彩が強いものといえる（CU 05/14, 1-10）。

1920年度の試験は、1921年3月14日から実施された。その中で、土地法（15日）、契約（17日）、行政（18日、2科目実施）、国際規則（19日）、行政（22日）、租税（25日）といった法学関連科目の試験が実施されている（CU 05/17, 27）。土地法については、タイでは土地登記に対する所管は内務省が有しているため、内務官僚養成の観点から見ても、土地法は重要である。租税については、1899年より内務省が地方における租税徴収にあっていた（กรมสรรพากร 2007）。その後、1915年、地方において租税徴収を担当していた、内務省外歳入局（กรมสรรพากรนอก）は、その後首都省にあった内歳入局（กรมสรรพากรนอก）と合併し、大蔵省（กระทรวงพระคลังมหาสมบัติ）のもとで歳入局（กรมสรรพากร）となった（กรมสรรพากร 2007）。それゆえ1915年以降は地方における租税徴収の管轄は内務省から大蔵省に移動していたが、行政学部の学生の研修先として、歳入局が選ばれていた（CU 5/09, 71）。資料には日付はないが、記載されている内容から1918年以降の資料である。内務省のための官僚養成機関という性格を強く有するチュラーロンコーン大学行政学部にとっては例外的にも見えるが、地方部における租税業務の歴史的経緯からすると、内務省の関係と言えなくもない。

設置からしばらくした、1932年度と1933年度についてはカリキュラムが存在する。後述するように、行政学部は改組され、1932年文官学科に組織変更された。このカリキュラムは文官学科のものであり、また法学校を合併する前の最後のカリキュラムである（จ 6/109, 9-28）。

教授内容は、①民商法典、②民事訴訟、③刑法典、④刑事訴訟、⑤財産法、⑥行政法、⑦法学、⑧国際法、⑨経済学、⑩財政である（จ 6/109, 10）。1932年にはすでに民商法典のうち、第4編「財産」まで公布されているので、カリキュラムにも当然含まれている。しかしながら、第5編「親族」、第6編「相続」は1935年に公布されるので、家族法は教授内容に含まれていない。民商法典は発布されていないが、この当時は裁判規範として三印法典が使用されており、そこには夫婦法が含まれている。しかし、この夫婦法が教授されていないところから、教授する対象は近代化過程の中で発布された法令に限定されている。

以下では、法律系科目に絞って、その各教科の内容を見ていく。まず民商法典については、1年次は第1編を扱う。2年次は第2編を扱い、その内容は、①債務の一般原則、②債務の原因、すなわち契約、事務管理、不当利得、不法行為、③債務の効果、④債務の消滅、である。

民事訴訟法は2年次に配当されている。その内容は、①民事事件とは、②民事事件審理管轄を有する裁判所、③裁判所の権限、④民事事件の提訴時効、⑤裁判官の忌避、⑥訴訟提起の方法、⑦上訴可能な事件、⑧2種の上告、である。

刑法は1年次と2年次に配当されている。1年次は第1条から第120条と扱う。内容は、凡例、総則、

刑法の適用、刑および刑の執行、刑事責任減免、未遂、共犯、数罪俱発、再犯、控訴および刑の時効、私訴、国王および国家に対する罪、内乱罪、外患罪、国交に関する罪、国家行政に関する罪である。

2年次は第121条から第240条を取り扱う。内容は、公務執行上の罪、司法に関する罪、誣告および偽証の罪、刑務所からの逃亡の罪、裁判所に対する罪、人および財産に危害をもたらす罪、秘党および凶党、騒擾、交通・通信・衛生に関する罪、貨幣偽造の罪、印・印紙・切手偽造の罪、文書偽造の罪、商業不正の罪、である。この当事の刑法典は全339条で構成されているので、最後の3分の1程度は扱わないこととなる。

刑事訴訟は配当年次が記載されていないが、民事訴訟と同じ2年次が予想される。内容は、①刑事訴訟とは、②執行、③裁判所、④裁判官の忌避、⑤裁判所の権限、⑥刑事事件における起訴と起訴事実、⑦刑事事件における被告人、⑧附帯私訴、⑨訴状、⑩同種の罪、⑪訴訟管理方法、⑫手数料、である。

財産法は2年次に配当されている。内容は、①財産に関する法原則、②土地に関する法原則、③土地の移転、である。

行政法は1年次および2年次に配当されており、中央政府、地方行政および行政規則について学ぶ。1年次における中央政府に関する講義の内容は、①行政の起源、②行政の種類、③シャム行政の歴史、④シャム政府行政の分類、⑤各省官吏の地位と権限、⑥文官規則、である。地方行政については、①行政のための地域分割、②地方行政官吏の地位序列、③地方管理の権限・責務、である。

2年次における中央政府に関する講義の内容は、①立憲政体における行政、②議会および諮問機関、③官庁間業務統合実施規則である。地方行政については、①地方行政に関する各種法令、②官吏、警察の責務における犯罪予防、③人民への危害の発生の防止および公序の維持、④疾病予防、⑤人民の生計支援、⑥宗教支援、⑦慈善団体管理、⑧政府財産の維持管理である。その他、各年次で取り扱う、行政法令の一覧が附属している（๑6/109, 23-24）。

法学は、1年次と2年次に配当されている。1年次の内容は、①法学とは何か、②法の目的、③法源、④法の分類、である。2年次の内容は、①法律行為、法律関係、債務、②権利、義務、③行政の維持、④所有権、⑤用益義務、⑥法解釈、⑦現行法典である。

国際法は、2年次と3年次に配当されている。2年次は国際公法を取り扱う。内容は、①国際法とは何か、②国際法の歴史、③諸国の系統、④国際法における個人の種類、⑤各国使節団、⑦領事、である。

3年次は国際私法を取り扱い、内容は①国籍、②国籍変更、である。

初年次から2年にわたって教授されるのは、民商法、刑法、行政法、法学である。民商法とあるが、カリキュラムを見る限りは商法部分については言及が見られなかった。刑法も時間的な制約からか、第241条以下が対象となっていない。基本的な部分を中心に、行政法に多くの時間をかけていたことがカリキュラムからも伺え、ここからも官僚養成という性格が見て取れる。実際、カリキュラムにおいても、行政法部分がもっとも詳細に記載されていた（๑6/109, 20-24）。同時期の法学校では、より多くの法律について、とくに民商法典については商法部分も含めて教授されており（เนติบัณฑิตยสภา, n.d., 122）、より本格的な法学教育を実施しており、法曹教育の役割を担っていたことが容易にわかるカリキュラム内容となっている。

3. チュラーロンコーン大学行政学部の組織変更と廃止

行政学部は官僚養成のための学部であるが、それに大きな影響を与える制度変更が生じた。それは、官吏登用方法の変更である。仏暦2471（西暦1929）年文官規則法（1929年2月23日公布）によると、任官は原則として試験制度が採用された。その際の受験要件であるが、中等教育5年修了となった（文官規則法第16条第4号、文官試験志願者の一般知識に関する文官規則法管理委員会の告知（1929年3月29日発布、同月31日官報掲載））。同告知が発布された時において、チュラーロンコーン大学行政学部の受験資格は中等教育6年修了である（จุฬาลงกรณ์มหาวิทยาลัย 1967, 621）。しかし、それよりも低い要件となった上に、試験により採用された場合には、ラーチャブルットのランクでの官位となる（文官規則法第21条）。1929年の文官規則法では、官吏の種類は、一般官吏、臨時官吏、事務員の3種類である（第12条第1項）。そのうち、試験で採用される一般官吏は大きく2つに分けられている。1つがラーチャブルットであり、もう1つがサンヤーバットである（第14条）。ラーチャブルットは下位の職位であり、試験採用の場合はラーチャブルットから始まるとなると、行政学部において3年間勉強する意味が薄れてしまうどころか、入学前に受験資格を得てしまうために、入学者が激減した。採用方法が変更された後、在籍学生が合わせて35名になったことが、政治学部の沿革を述べる際に紹介されている（จุฬาลงกรณ์มหาวิทยาลัย 1967, 286）。チュラーロンコーン大学文書室の資料には、行政学部の入学者に関する資料が含まれている（จ.5/106, 3-9）。当該資料は、ラーマ5世文官学校時代である仏暦2456年の入学生から法学校を合併する前の仏暦2476年までについて取り扱っている。各年度の入学生数は表5の通りである。

表5

年 度 (仏暦)	2456	2457	2458	2459	2460	2461	2462	2463	2464
入学者数 (人)	20	5	15	40	20	35	35	18	27
年 度 (仏暦)	2465	2466	2467	2468	2469	2470	2471	2475	2476
入学者数 (人)	37	26	20	9	空き	空き	39	40	36

出典：チュラーロンコーン大学文書室（จ.5/106, 3-9）に基づき筆者作成。

チュラーロンコーン大学行政学部が設立されて以降、入学生が一桁になったのは2468年のみである。2469年と2470年については、資料には年のみが記載されていて、具体的な数字は記載されていない。さらに採用方法を変更した文官規則法が出された以降の数期間はまったく記載がない。2475年に記載が復帰するのは、後述するようにチュラーロンコーン大学行政学部修了生への優遇措置が公表されたからと思われる。

新入学生の推移を見ると、3学年合わせて35名となった年はなく、文官規則法による採用方法の変更は行政学部の人気に大きな影響を与えたことがわかる。資料において記載のないこともその影響が大きかったことを物語っている。ただ、ここまでの減少は、単に入学者が減ったのみならず、すでに受験資格を有する在籍生は修了を待たずに受験したことが予想される。

在学生の大幅な減少は、行政学部の存在意義に疑問を投げかけた。チュラーロンコーン大学を所轄する道德省は、在学生が終了した段階で行政学部を廃止することを提案し、国王からその許可を得た

(จุฬาลงกรณ์มหาวิทยาลัย 1967, 287)。

道徳大臣は、国王の考えに従って実行しようとしたが、行政官僚から多くの反対にあった。内務省も、行政学部が輩出する行政官を欠くこととなると、損失は大きいと考えた。そこで、チューラーロンコーン大学、内務省、文官規則法管理委員会との間で会合がもたれ、引き続き教育に当たるべきであることが合意された。しかし、カリキュラムの変更、入学者受入規則の変更が求められるとともに、行政学部から文官学科への名称変更が提案された (จุฬาลงกรณ์มหาวิทยาลัย 1967, 287)。この会合を受けて、道徳大臣の名で「チューラーロンコーン大学文官養成教育について」が出された (仏暦2474 (西暦1932) 年1月25日発布、同月31日官報掲載)。それによると、まず実施している活動にあわせて、行政学部の名称を文官学科とする。修学期間は原則3年間とし、修了した者は、サンヤーバット相当の職位を文官規則法管理委員会から保証されることとなった。そして、これまでは内務省に卒業生を送り込むことがほとんどであったので教育内容も内務官僚となることを想定していたが、今後は他省の仕事内容にも対応して教育の範囲を拡大することとなった。

これにより、行政学部は廃止され、文官学科として改組された。だが、学科に変更とはなかったが、学科長や学生の地位は変わらないことが確認された。入学者数の減少に大きな影響を与えた官吏任用方法については、文官学科の修了生は優遇措置が講ぜられるようになったので、その影響からか仏暦2475年以降は入学者数が増加している。

改組の結果学科に降格してしまったが、その後また、学部として官僚養成を担うこととなった。それは、法学校をチューラーロンコーン大学に移管し、文官学科とあわせて、法政学部を設置することとなったからである。法学校は、1897年に司法大臣のラートブリー親王によって設立された学校である。法学校の人気は高く、在学生在が毎年1000名程度いた (玉田 1999, 12)。法学校の移管を定めた、「チューラーロンコーン大学に法学校を移転する布告」 (仏暦2476 (西暦1933) 年4月25日発布、同年5月7日官報掲載。) によると、法学校は教育内容が充実し、大学形式にすべきであるという意見と、チューラーロンコーン大学を高等教育機関として充実したものとするという意見が一致して、チューラーロンコーン大学に法学校を移転することとなったとする。その方法は、法学校を管理していた法学協会 (สภานิติศึกษา) を廃止したうえで、チューラーロンコーン大学に法学部を設置し、新しい法学部に法学校と文官学科を移管させるというものである。同布告においては、法学部を新しく設置するとあるが、実際にできたのは、法政学部である。しかし、この法政学部は「仏暦2476年法政大学法」 (仏暦2476 (西暦1934) 年3月17日発布、同月20日官報掲載。) により、1934年4月1日より前までに新しく設置された法政大学に移管することとなった。チューラーロンコーン大学に法政学部が存在した期間は1年にも満たなかった。法政学部の移管は、チューラーロンコーン大学における行政官僚養成機能の喪失、官僚養成のための法学教育の喪失を意味した。チューラーロンコーン大学において法学教育が本格化するのには、1948年の政治学部の設置後、1951年の法学科の設立を待たなければならない。

4. 小括

ラーマ5世文官学校を発展させてチューラーロンコーン大学が設置され、ラーマ5世文官学校で担っていた官僚養成機能は行政学部を引き継がれた。ただ、ラーマ5世文官学校で当初計画されていたことは

ほとんど実現できずに時が流れてしまい、チュラーロンコーン大学の設置によって物事が動いた印象が拭えない。

ラーマ5世文官学校時代からも、内務省に特化したのではなく、その他の省庁のためにも官僚養成をする予定であったが、それも実現できず、その性格はチュラーロンコーン大学行政学部の設置後も継続した。言い換えると、名称は変更し、監督官庁も変更はしているが、文官養成学校の性格がそのまま継続している。限られた人数に対して、限られた目的、すなわち内務省官僚になるための教育が施されるというものである。この問題点は近習学校の時代にも指摘されていたが、結局は変わらないまま大学教育においても維持された。

そのような性格を有した官僚養成教育において、受験資格の変更は大きな影響を与えざるを得なく、逆に何故そのような変更をしたのかが不明である。その当時タイ唯一の大学であったチュラーロンコーン大学における官僚養成を振興する意図があれば、このような官吏任用法にはしなかったのではないかと考えられる。

その後、改組により学科となったが、修了生には特権が与えられるようになり、正にこれからという時に、人民党による革命が発生してしまった。革命初日である、1932年6月24日に人民党は革命6原則を公表する。同6原則は、独立、安全、経済計画、平等、自由、教育にわたるものである。教育に関する第6項は、「人民に完全な教育を提供する」、と定めている。これは、一部の者に限定された教育機関であったチュラーロンコーン大学とは相容れない考えである。それゆえ、一旦チュラーロンコーン大学に法学校を移したにもかかわらず、すぐに法学校の移転によってできた法政学部を独立させ、大学としたのは、人民党の革命原則からは自然の流れと思われる。チュラーロンコーン大学への法学校の移管については、政府に対して進言があったとするが (สารนิพนธ์ประศาสน์ (ธัญญา) 1956, 50)、人民革命後の慌ただしい中での教育に対する政府の方針がぶれていたことがよくわかる事例である。

法政学部を独立させて設置された法政大学は、タラート・ウィチャー⁴⁾ 原則を採用し、無試験入学による学びを提供した。合併前の法学校は、1926年に廃止されたとはいえ、特別学生制度が存在し、現職官僚が、一般学生より学歴要件が低く抑えられ、授業への出席が免除される制度を有していた (玉田 1999, 12)。これは、教育に関する人民党の革命原則と合致するものであり、その後、法学校が実践していた形に沿って法学教育が進められるようになったのは、ある意味当然と言える。人民党による革命は、政治体制の転換のみならず、チュラーロンコーン大学における法学教育の転換ももたらしたのである。

おわりに

チュラーロンコーン大学における法学教育は、前身となる学校の性格が色濃く残ってしまい、時代の変化や要請に応えることができなかった。絶対王政下において特別な位置を占めていた大学にとって、変化することは非常に困難なことであったかもしれない。

絶対王制から立憲君主制に替わり、その後の歴史の中で多くの大学が設置されてきている。唯一の大学という地位はすでに亡くなって久しい。しかし、タイ最古の大学であり、ラーマ5世の名前を冠する大学であるゆえ、依然としてタイ社会において特別な位置を占めているが、国内外の情勢の変化は、チュラーロンコーン大学に変化を求め、大学もそれに応えている。法学部について見てみると、1992年に

英語による国際プログラムを修士課程において開始した。タイで初めて、英語で実施される授業によって修士号を取得できるコースである。さらに、2024年度から新しい英語プログラムを学部レベルで開始する。そこでは、学際的なアプローチが採用されており、法、ビジネス、テクノロジーを融合させ、新しい時代に対応する法律家の養成を目指している。また、激動する時代に対応する、新時代の官僚を養成することにも関心を寄せている。

チューラーロンコーン大学法学部による改革の成果は、タイのみならず、日本のような非英語圏の大学における法学教育のあり方を検討する上で重要な情報を提供すると考えられるので、同学部の活動を今後も注視していきたい。

本研究は、2021年度関西大学学術研究員研究費によって行われた。

注

- 1) 正確には、学部教育をチューラーロンコーン大学法学部で受けた者という意味である。
- 2) 官報は現在インターネット上で公開され撮り、本稿で利用した法文もこちらから入手した。アドレスは次の通りである (<https://ratchakitcha.soc.go.th/>)。
- 3) タイでは、1941年に西暦にあわせて、一年の開始を1月1日にした。それまでは、4月1日開始、3月31日終わりであった。
- 4) タラート・ウィチャーについては、(西澤 2023, 6) を参照。

参考文献

(一次資料)

チューラーロンコーン大学文書室

CU 5/09

CU 5/14

จ.5/106

จ.6/109

(二次資料)

玉田芳史. 1999. 「タイの官僚養成と教育機会、1892年～1932年」『東南アジア — 歴史と文化 —』 28: 3-27.

西澤希久男. 2023. 「タイ地方部における法学教育の現状と問題点」『ノモス = Nomos』 52: 1-21.

平田利文. 1985. 「タイにおける近代教育政策の変容過程 — 教育計画の分析を中心として —」『九州大学教育学部附属比較教育文化研究施設紀要』 36: 41-62.

Wyatt, David K. 1969. *The Politics of Reform in Thailand: Education in the Reign of King Chulalongkorn*. Yale University Press.

Chulalongkorn University. n.d. “ตีพิมพ์ราชการ พ.ศ.๒๔๕๖ - CU100.” <http://www.cu100.chula.ac.th/story/358/>. Accessed December 8, 2023.

กรมสรรพากร. 2007. “การจัดตั้งกรมสรรพากร.” <https://www.rd.go.th/3461.html>. Accessed December 11, 2023.

จุฬาลงกรณ์มหาวิทยาลัย. 1967. *ประวัติจุฬาลงกรณ์มหาวิทยาลัย 2459-2509 พิมพ์เป็นที่ระลึกในวันครบห้าสิบปีของการสถาปนาจุฬาลงกรณ์มหาวิทยาลัย*.

———. 1987. *70 ปี จุฬาลงกรณ์มหาวิทยาลัย : กำเนิดจุฬาลงกรณ์มหาวิทยาลัย*. จุฬาลงกรณ์มหาวิทยาลัย

เนติบัณฑิตยสภา. n.d. *100 ปี โรงเรียนกฎหมาย*. เนติบัณฑิตยสภา.

วคินสรการ, วรวิทย์. 1985. “โรงเรียนฝึกหัดครู.” สารานุกรมศึกษาศาสตร์ (*Encyclopedia of Education*) 2: 147-51.

วอทอง, บุญเย็น. 1964. “การจัดตั้งสถาบันการศึกษาในทางปกครองของประเทศไทย: บทศึกษาเฉพาะกรณีการจัดตั้งมหาวิทยาลัยวิชาธรรมศาสตร์และ

ะการเมืองในลักษณะที่เป็นอุปกรณ์ต่อการปกครองระบอบประชาธิปไตยสมัยเริ่มต้นในประเทศไทย.” วิทยานิพนธ์ รัฐประศาสนศาสตร์มหาบัณฑิต, มหาวิทยาลัยธรรมศาสตร์.

สารนัยประสาน, หลวง. 1956. *พัฒนาการการศึกษากฎหมายในประเทศไทย*. มหาวิทยาลัยธรรมศาสตร์.

อัยมั่งมี, นนทพร. 2017. “จุฬาลงกรณ์มหาวิทยาลัยในสมัยแรกสถาปนา.” *ศิลปวัฒนธรรม* ฉบับมีนาคม: 94-111.